

# 「指定管理者」を募集します

清里町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定により、次の施設等の維持管理について指定管理者を募集します。



## 指定管理者制度とは

平成15年9月地方自治法の一部改正により、「公の施設」の管理運営に指定管理者制度が設けられたもので、「公の施設」について民間事業者やNPO法人などにも管理運営を委ねることが可能になり、清里町においては平成17年度より導入しています。

【募集施設】 緑清荘 パスランド 清里町管理の道路橋梁及び河川の維持管理

【指定期間】平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間

【募集要項】募集要項は、申込受付期間中に役場担当窓口でお受け取り下さい。

(配布 午前8時15分から午後5時00分まで 土、日、祝日は除く)

町ホームページにも募集要項が掲載されています。

<http://www.town.kiyosato.hokkaido.jp>

【申込受付期間】平成20年10月1日(水)～平成20年11月14日(金)

(受付 午前8時15分から午後5時00分まで 土・日・祝日は除く)

【応募方法】要項に定める書類を役場担当窓口にて郵送または、直接提出してください。

【担当・お問い合わせ窓口】

緑清荘施設 (産業課商工観光・林政グループ ? 25 - 3601)

パスランド施設 (産業課商工観光・林政グループ ? 25 - 3601)

清里町管理の道路橋梁及び河川の維持管理 (建設課建設管理グループ? 25 - 3572)

## 災害に備えよう

# 災害は忘れる前にやってきます

これから台風シーズンの秋、さらには冬を迎えます。

災害が少ないといわれていた清里町ですが、ここ最近では、局地的な集中豪雨、大雪など異常気象による災害が発生しています。「災害への備え」は今すぐにでも始めることができます。いつ起こるかわからない、いつ起こってもおかしくない災害から身を守り、被害を最小限に備えるためにも、日頃から防災の心構えを持ちましょう。

## 非常時の持ち出し品の準備を

非常時の持ち出し品は、いざというときにすぐ持ち出せるように準備してください。両手が見えるようにリュックサックにまとめて、取り出しやすい場所に置いておきます。使用期限などを定期的に確認することも必要です。

食料、水(1人1日3リットル) 救急セット(ばんそうこう、包帯、きず薬、胃腸薬、常備薬等)

衣料品(下着、タオル、雨ガッパ、軍手等) 防寒具(防寒着上下、手袋、長靴、カイロ等)

貴重品(現金、通帳、印鑑、保険証) その他(ラジオ、ライター、懐中電灯、ナイフ、ビニール袋等)

## 大雨・台風への備えを

これからの季節は、大雨や台風などの風水害が発生しやすい時期です。予想が困難な地震と違い、台風や大雨は到達時期や規模がある程度予測できます。しかし、局地的豪雨のように予測の難しいものもあるため、油断をせずに、早目の準備を心がけてください。

テレビ、ラジオで台風状況や注意事項をチェックする 必要なとき以外は外に出ない

停電に備えて、懐中電灯やラジオを準備 暴風のときは、玄関の扉や窓を開けない

浸水の恐れがあるところは、生活用品を高い場所に移す

お問い合わせ先 総務課企画財政グループ(企画振興担当) ? 25 - 2131 (内線217)